

令和2年度における 行動計画に基づく取り組みの実施状況の公表

令和3年6月10日

1 数値目標

○ 課長級以上職員に占める女性職員の割合【女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標】

令和2年度までに、課長級以上職員に占める女性割合を12%以上にします。

【実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
課長級以上職員数	280	274	271	271	267	271
内女性職員数	25	23	22	24	27	32
割合	8.9%	8.4%	8.1%	8.9%	10.1%	11.8%

○ 育児休業の取得率等【女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施及び次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標】

計画期間中、女性職員の育児休業取得率を100%にし、男性職員の育児休業取得者を10%以上にします。

【実績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
男性職員	3.4%	3.4%	8.0%	7.8%	11.4%
女性職員	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2 取り組み状況（令和2年度）

(1) 課長級以上職員に占める女性職員の割合の向上について【女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容】

- 担当主幹、担当副主幹及び主査への女性職員の積極的な登用の実施及び各役職段階の女性職員の確保を念頭に置いた職員配置
- 女性職員自身のキャリアアップへの意識を高め、リーダーシップを身に付けることを目的に、政策課題研修、自治大学校及び市町村アカデミー等の研修に派遣
- 意識改革や意欲向上を促すことを目的とした女性セミナー等の管理職として

の能力等を高めるための研修の充実及び積極的な受講に向けた啓発

(2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等について【女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及び次世代育成支援対策の内容】

- 育児休業制度や特別休暇（「配偶者出産休暇」や「育児参加のための休暇」）の活用を促すよう全庁通知を行うとともに、各種の休暇制度や休業制度を記載した手引きを作成
- 職員が育児休業を取得する際には、所属長は職員が安心して休業できるよう所属内の仕事の分担の見直しを行い、必要に応じた育休代替任期付職員及び臨時職員の採用による代替職員の確保
- 育児休業者が円滑に職場に復帰できるよう、復帰後の配属について育児休業取得前の職場にする配慮

(3) 男性職員の配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇の取得率の向上について【女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及び次世代育成支援対策の内容】

- 所属長が対象職員に当該休暇を取得するよう積極的に働きかけ、休暇を取得しやすいよう職場内の応援体制の構築
- 男性の育児休業、育児参加していく際の不安（例：所属への影響や収入面、キャリアへの影響等）の解消や、実際に取得された男性職員の声を聴きとって作成したリーフレットを作成し、所属長や扶養手続を行う男性職員等に対する通知及び配布

(4) 採用者に占める女性職員の割合の向上について【女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容】

- 採用説明会等に女性職員を積極的に派遣し、女性の視点から見た業務のやりがい等を説明し相談に対応
- 採用試験の面接官等に女性職員を配置し、女性職員による面接試験等を積極的に実施
- 職員採用パンフレットやホームページに仕事と子育てに励む女性職員の声などを掲載する等、女性が働きやすい職場であることを積極的に広報

(5) 時間外勤務の縮減等について【女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及び次世代育成支援対策の内容】

- 時間外勤務の縮減及び平準化を図るため、各部長等のヒアリングを実施し、職員配置の見直しを実施
 - 毎週水曜日及び金曜日（金曜日に定時退庁ができない場合は、同一週内等に別途、定時退庁日を設定）に実施する一斉定時退庁について、完全実施が図れるよう、所属長を含む全ての職員に対する周知
 - 時間外勤務命令を行うことができる上限を、原則 1 箇月について 4 5 時間かつ 1 年について 3 6 0 時間に設定
- (6) 妊娠中及び出産後の配慮等について【次世代育成支援対策の内容】
- 各種子育て支援制度に関する情報を、庁内電子掲示板で常時閲覧できる状態にして周知し、人事課を相談窓口として勤務環境等について必要な調整を実施
 - 所属長は、妊娠中や子育て中の職員と時間外勤務の制限や保育時間の取得などについて十分協議を行い、業務量が加重とならないよう配慮するとともに、職員の健康に配慮した職場環境の整備
- (7) 休暇の取得促進について【次世代育成支援対策の内容】
- 子どもの学校行事や家族の記念日等にも年次有給休暇を取得できるよう、また、中学校就学前の子どもの看護が必要な場合に年間 5 日の範囲内で特別休暇を取得することができる子の看護休暇について、希望者が希望どおり取得できるような職場の雰囲気づくりを醸成
- (8) 子ども・子育てに関する地域貢献活動について【次世代育成支援対策の内容】
- 職員の地域活動への参加を促進
- (9) 子どもと触れ合う機会の充実について【次世代育成支援対策の内容】
- 津市職員共済組合の主催により、地方公務員法第 4 2 条に基づき、職員の福利厚生を目的として、家族で参加できるテーマパークツアーや味覚狩りなどを実施し、子どもとふれあう機会の提供